



史料A 年号改元（雑事記より）

一 年号改元の事 年号といふは、四海のおまし給にて、吉凶これより起る事多しといへり。或は、天子位につかせ給へば年号をも改られしよし也。然れども能き時代なれば、その任用ひらるゝ例、古今連綿也。されば此改元と申は、兼てより、先菅家の人々其外にも器量有かたへ仰て、年号をえらむて、幾号もく考へ、扱改元の日には諸家参内ありて、此沙汰はじまる也。頭人は撰関大臣等、才智をえらびて着座ある。其時初めて家々の勘文を出して年号ひとつづゝを讀上給へば、其時難陳なんちんといふ事有て、其号を難じ給へば、又證文を引て其答あり。如此家々の年号多き中にて撰みつくし、きつふたつに極り、これかれと御評定ありて其ひとつに極め、衣を一同のうへにつきて、参儀今日より此号を唱へ用ゆべきよし、年号のひゞきも障りなきに非ざれば、用られぬ事なり。依之極れ、家号はその勘者の手柄といひ、又時の幸也。如此の事を世俗に知らず。唯手間も入らずして、改元能あるやうにこころへ侍るは勿躰なき事也。能々たづねあきらめ（＝明らめ）疎（おろそ）かにおもひ奉るまじきこと云。



史料B 天保↓弘化 改元事書

弘化改元事書

天保十五辰年

夏五月十日焼（暁）、東都大城奥向より及出火、忽大火に

相成、廣大の殿舎以下表方迄不殘炎焼の御事

國家の大事、殊に天下の御政務萬端被為

任候大樹殿下御居城、旁叡念不穩、且、去天

保九戌年三月十日、西城も炎焼に付、彼是諸人

の論儀も有之、年号改元の事、

御内慮の趣被仰出、則所司代より関東へ注進

の處、甚御遠慮に被思召、御辞退の旨被及

奏聞候處、御厚叡慮、御治定の御事故、速御請

被為在可然哉の旨、武傳二卿を以再応勅詔被為

遣、當秋の頃、弥改元可被為在旨被仰出候事

九月廿二日

来十一月下旬、十二月上旬の中、年號改元定

傳奏

廣幡新源大納言

奉行

烏丸 頭左大辨

右被仰出

史料C 弘化↓嘉永 改元詔書

弘化五戊申三月十五日 御礼前

席々御直達の趣

今度年號改元の義、京都より被仰遣、可為嘉永に

旨被仰出候、此段可申聞旨被仰出之。

御仁政ゆきわたれとの御改元 嘉永ところへ手の

じまへむら

年号改元ニ関

○嘉永七年十月廿八日、次府邸ニ集

服部清隆等下ニシテ議

D1

先中ノリニ條大納之末所載前大納之口月ノ改元ノ事  
年号改元ノ事 所由ニ志シ 仁心ヲ有スル  
勅文ニ通シテ年号改元ノ事 留無志付テ通シテ改持素ハ  
シテ他ノ由ニ有テ年号改元ノ事 文長 景政ニ付  
也云々改元ノ事 文長 景政ニ付 也云々改元ノ事 文長 景政ニ付  
勅聞方ニシテ改元ノ事 文長 景政ニ付  
葵田ノ事 思ハシ 關下ニ有テ年号改元ノ事 文長 景政ニ付  
方ニシテ改元ノ事 文長 景政ニ付 也云々改元ノ事 文長 景政ニ付  
ノ事 文長 景政ニ付 也云々改元ノ事 文長 景政ニ付

十月廿八日

湯澤名

服部清隆等ノ事

D2

今般ノ事 年号改元ノ事 文長 景政ニ付  
所載ノ事 文長 景政ニ付 也云々改元ノ事 文長 景政ニ付  
也云々改元ノ事 文長 景政ニ付 也云々改元ノ事 文長 景政ニ付  
也云々改元ノ事 文長 景政ニ付 也云々改元ノ事 文長 景政ニ付

十月廿八日

湯澤名

服部清隆等ノ事

別紙

安政

嘉永七年十二月五日改元ノ事 文長 景政ニ付

史料D 嘉永から安政 年号改元の義

年号改元の義

○嘉永七寅年十月廿八日の次飛脚に有之

脇坂淡路守へ申遣の趣

D1

去る十五日、三條大納言、東坊城前大納言御自分役宅へ被参、年号文字の義、御内慮被仰出候旨にて、

勅文書通、七号の文字唱、假名付書通被致持参候に付、

被差越の由来、右七号の内、文長・安政可然被

思召、御両号の中、文長別て宜被思召候、尤承(丞)相衆中へ

勅聞有之候處、文長多被拳

奏、御當地思召被聞召、両号の中、御治定可

有之候、此旨當地へ宜申上候旨、両卿書付被相渡候付、被

申越候趣令承知候、委細御別紙相達候、以上

十月廿八日

御連名 (老中)

脇坂淡路守殿

D2

今般被申越候年号改元の義、委細達

御聴候處、文長・安政両号の内、於當地、安政可然と被

思召候、此段両卿へ可被達候、則別紙安政文字書付

可差越候間、可被得其意候、以上

御連名 (老中)

十月廿八日

脇坂淡路守殿

別紙

安政

嘉永七寅年十二月五日、改元被仰出候

元年九月八日

布告

今般御即位御大禮被為濟先例ノ通被為改年號候就テハ是迄吉凶ノ象兆ニ隨テ屢改號有之候、凡自今御一代一號ニ被定候依之改慶應四年可為明治元年旨被仰出候事註

改元詔

詔體太乙而登位膺景命以改元洵聖代之典型而萬世之標準也朕雖否德幸賴祖宗之靈祇承鴻緒躬親萬機之政乃改元欲興海内億兆更始一新其改慶應四年為明治元年自今以後革易舊制一世一元以為永式王者施行

明治元年九月八日

議政官

輔相

岩倉右兵衛督具視

議定

中山儀 同忠 能

正親町三條前大納言賢愛

德大寺大納言賢則

中御門大納言經行

松平中納言慶永

山内中納言豐信

伊達宰相宗城

參與

阿野中納言公誠

鍋島少將直大

史料E 明治改元詔書

元年九月八日

布告

今般、御即位御大禮被為濟、先例の通、被為改年號候、就ては、是迄、吉凶の象兆に随ひ、屢改號有之候へども、自今、御一代一號に被定候、依之改慶應四年、可為明治元年旨、被仰出候事

改元詔

詔體太乙而登位、膺景命以改元、洵聖代之典型而、萬世之標準也、朕雖否德、幸賴祖宗之靈、祇承鴻緒、躬親萬機之政、乃改元、欲與海内億兆更始一新、其改慶應四年、為明治元年、自今以後革易舊制、一世一元、以為永式、主者施行

明治元年九月八日

議政官

輔相

議定

參與

三岡 四位 公正  
 福岡 四位 孝弟  
 小松 受蕃頭 清康  
 後藤 象次郎 元輝  
 大久保 一藏 利通  
 木戶 準一郎 孝允  
 廣澤 兵助 真臣  
 副島 二郎 龍種  
 横井 平四郎 貯存  
 岩下 佐次右衛門 方平  
 大木 民平 喬任

行政官

雜官事

正三位行權大納言兼皇太后宮大夫藤原朝臣實德  
 正二位行權大納言藤原朝臣忠順  
 正三位行權大納言皇太后宮權大臣藤原朝臣季知  
 正二位行權大納言藤原朝臣通富  
 正二位行權大納言藤原朝臣  
 正二位行權中納言藤原朝臣為理  
 正三位行權中納言藤原朝臣信隆  
 正三位行權中納言藤原朝臣公正  
 正三位行權中納言藤原朝臣定國  
 權中納言從三位藤原朝臣豐房  
 參議 正三位 藤原朝臣具慶  
 參議 正三位行右近衛權中將藤原朝臣通善  
 參議 正四位上左近衛權中將藤原朝臣基成

參議 正四位上行左大將兼皇太后宮亮藤原朝臣勝長 等言

詔書如右請奉

詔附外施行謹言

明治元年九月十二日

可

擇申可有改元日時

今月八日壬午

時辰

慶應四年九月二日陰陽頭必倍朝晴雄

辨事白業言

行政官  
辨官事

詔書如右請奉  
詔附外施行謹言

明治元年九月十二日

可

擇申可有改元日時

今月八日壬午

氏名官名

時  
辰

明治四十五年七月三十日 (官報号外) 詔書

改元、詔勅

朕菲徳ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ誥ケテ萬機ノ政ヲ行フ茲ニ

先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト為ス主者施行セヨ

御名 御璽

明治四十五年七月三十日

各大臣連署

F1 新旧年号の取扱い 大正時代の論争

發國一覽

今ノ御改元ニ日國定ニ由リテ中  
記載方ノ義別記ノ通ルハ下  
存スルモノ一應口宣ハ人ノ切  
此長及至ニ至リ也  
大正元年九月

文部省  
文部省  
文部省

由國定ニ由リテ南弘版



F 大正改元詔書

明治四十五年七月三十日（官報号外詔書）

改元の詔勅

朕菲徳を以て大統を承け、祖宗の靈に誥げて、萬機の政を行ふ、茲に

先帝の定制に遵ひ、明治四十五年七月三十日以後を改めて、大正元年と為す。主者施行せよ。

御名 御璽

明治四十五年七月三十日

各大臣連署

F1 新旧年号の取扱 大正時代の論争

今般改元に付、國定教科書中、

記載方の義、別記の通相心得可然と

存候得共、一應御意見承知致度、

此段及照会候也

大正元年九月九日

文部次官 福原鏝二郎 印

内閣書記官長 南 弘 殿

## 記

古來歴史上改元ノ年ハ其ノ年全部  
 新元締ニ改マリタルトシテ記載スルノ  
 例ナリ例ニ菅原道真ノ左遷ハ昌泰  
 四年正月ナレトモ七月ニ延喜ト改元セ  
 ラレタレハ延喜元年正月ト記シ鳥羽  
 伏見ノ戦ニ孝和四年正月ナレトモ九月  
 ニ改元セラルシタレハ明治元年正月ト記ス  
 カ如シ是レ明治元年九月ノ詔書中「改  
 元ニ在リテ四年ヲ為明治元年トスルニ改スルモ  
 正當ナルトシ然ルニ今回改元ノ詔書ニ「持  
 二」七月二十日以後ヲ改メテト明記セラルシカレ  
 上ニ本年ノ史實ヲ掲記スル場合ニ古例  
 シテ追フハカラサルハ勿論ナリ就テハ國定教  
 科書ニ於テハ「明治天皇ハ明治四十五年  
 七月二十日崩御シト記ス如ク明治四十五  
 年七月二十日午未零時四十分迄リ  
 明治四十五年トシ其ノ以後ヲ大正元年  
 トシテ判別明記スルヲ要ス

古来歴史上、改元の年は、其の年全部  
新元號に改まりたるものとして記載するの  
例なり。例へば、菅原道眞の左遷は昌泰  
四年正月なれども、七月に延喜と改元せ  
られたれば、延喜元年正月と記し、鳥羽  
伏見の戦は、慶應四年正月なれども、九月  
に改元せられたれば、明治元年正月と記せる  
が如し。是れ明治元年九月の詔書中、「改  
慶應四年為明治元年」とあるに、徴するも  
正當なるべし。然るに今回、改元の詔書には特  
に「七月三十日以後を改めて」と明記せられたる  
上は、本年の史実を掲記する場合に、古例  
を追ふべからざるは勿論なり。就ては國定教  
科書に於ては「明治天皇は明治四十五年  
七月三十日崩御」と記す如く、明治四十五  
年七月三十日午前零時四十二分迄を  
明治四十五年とし、其の以後を大正元年  
として判別明記するを要す。

文部省子官圖六一號

改元ニ付國定教科書中記載方ノ件曩ニ  
及照會美慶九月十一日内閣送第三〇號ヲ  
以テ御回答ノ趣ヲ彙然ニ尚又 今上天皇  
陛下踐祚ノ事實記載方ニ関シ之ヲ大正ノ  
年號ニ係リル方可然ト被存矣ハ其明後ノ年  
號ニ係リトスル反對説モ有之當省限リ決定  
致兼美間更ニ御意見承知致度別紙兩説  
添付致段及照會美也

大正元年九月二十五日

文部次官福原鍔二郎



内閣書記官長南 弘殿

別紙 甲の説

記

甲(大正ノ年號ニ係クシトスル説)

改元ノ踐祚ノ後ニ行ヒタルコト勿論ナレトモ既ニ  
七月三十日以後ヲ改メテ、解釋上明治天皇崩  
御ノ瞬間即チ七月三十日午前五時四十三分  
迄ノ明治四十五年トシ且、以後ヲ大正元年トス  
ル以上ノ崩御ニ往ク瞬間即チ大正元年ノ始  
ヲ踐祚ノ時ト為サカレハカラス依リテ踐祚ノ事  
實ヲ大正ノ年號ニ係ケ、今上天皇大正元年  
七月三十日踐祚ト託スルヲ正當トス

### F3 文部次官から再び問合せ

文部省 子官■六一號

改元に付、國定教科書中記載方の件、曩に及び照會候處、九月十一日、内閣送第三〇號を以て御回答の趣、了承。然るに尚又、今上天皇陛下踐祚の事實記載方に関し、之を大正の年號に係ぐる方可然と被存候へ共、明治の年號に係ぐべしとする反對説も有之、當省限り決定致兼候間、更に御意見承知致度、別紙函説添付、此段及照會候也

大正元年九月二十五日

文部次官 福原鏝二郎 印

内閣書記官長 南 弘 殿

### 別紙 甲の説

記

甲（大正の年號に係ぐべしとする説）

改元は踐祚の後に行はれたること勿論なれども、既に

「七月三十日以後を改めて」の解釋上、明治天皇崩

御の瞬間、即ち七月三十日午前零時四十三分

迄を明治四十五年とし、其の以後を大正元年とす

る以上は、崩御に繼ぐ瞬間、即ち大正元年の始

を踐祚の時と為さざるべからず。依りて踐祚の事

実を大正の年號に係げ、「今上天皇大正元年

七月三十日踐祚」と記するを正當とす。

乙 (明治、年號ニ係リヘシトスル説)  
 皇室典範ニ「踐祚、後元號ヲ建テ」云々トアリ  
 明治天皇明治四十五年七月三十日午前庚辰時四  
 三分崩御、今上天皇陛下即チ踐祚アラセラル  
 而シテ後改元セラルタルヲ以テ踐祚ハ改元以前  
 ニ在リ即チ改元ハ、今上天皇陛下、詔ニ出ラタ  
 ルモノニテ詔ノ日即チ明治四十五年トアリ今度  
 ノ改元ハ従来、如ク前ノ例ニ、制ニアラザル故ニ表  
 シ大正、年號ニ係ルニキリ事實前後、嫌ア  
 リ依リテ踐祚ノ事實ヲ明治、年號ニ係ラ  
 シ今上天皇明治四十五年七月三十日踐祚ト記  
 スルヲ正當トス

F4 文部次官への回答

大正元年九月廿六日

内閣書記官長 〆

内閣書記官   為

文部次官へ回答案

改元ニ付國定教科書中記載方ノ件照會ノ  
 趣了承右ハ甲號即チ大正、年號ニ係カル  
 儀ト存假此段及回答假也

大正元年九月廿六日

内閣書記官長

## 別紙 乙の説

乙（明治の年號に係べしとする説）  
とする説）

皇室典範に「踐祚の後、元號を建て」云々とあり。  
明治天皇、明治四十五年七月三十日午前零時四十  
三分崩御、今上天皇陛下即ち踐祚あらせられ  
而して後、改元せられたるを以て、踐祚は改元以前  
に在り、即ち改元は今上天皇陛下の詔に出でた  
るものにして、詔の月日付にも、明治四十五年とあり、今度  
の改元は従來の如く、前に遡るの制にあらざる故に、若  
し大正の年號に係ぐるときは、事実前後の嫌あ  
り、依りて踐祚の事實を明治の年號に係て  
「今上天皇、明治四十五年七月三十日踐祚」と記  
するを正當とす。

## F4文部次官への回答

大正元年九月廿六日

内閣書記官長 花押 内閣書記官 印 印 花押  
文部次官へ回答案

改元に付、國定教科書中記載方の件、照會の  
趣了承、右は甲號、即ち大正の年號に係かる  
儀と存候、此段及回答候也

大正元年九月廿六日

内閣書記官長

司法省 民第四六四號

改元アリタル場合ニ於ケル新舊年號ノ稱呼ニ関シ別紙寫ノ通伺出有之候處明治ハ慶應四年一月一日ニ慶應ハ元治二年一月一日ニ元治ハ文久四年一月一日ニ文久ハ萬延二年一月一日ニ朔リテ各之ヲ稱フヘキヤ否ヤ疑義有之候條貴官ノ御意見承知致度此段及照會候也

大正六年 五月 八日

司法次官法學博士鈴木喜三郎



内閣書記官長伯爵兒玉秀雄殿

大正七年十月二日

内閣書記官長



内閣書記官長



司法次官へ回答案

大正六年五月八日付<sup>司法省 民第四六四号ヲ以テ照</sup>

會ノ趣了承改元アリタル場合ニ於テハ改元ノ日ノ前日迄ノ事實ニ付テハ舊年號ヲ用テ新年號ハ改元ノ日以後ノ事實ニ付テ用ウヘク徒テ明治ハ慶應四年一月一日ニ慶應ハ元

内閣

治二年一月一日ニ元治ハ文久四年一月一日ニ文久ハ萬延二年一月一日ニ朔リテ各之ヲ稱フヘキモノニ非スト思考致候此段及回答候也

大正七年十月三日

(回答)

司法次官から内閣書記官への問合せ

司法省法務局 民第四六四號

改元ありたる場合に於ける新舊年號の稱呼  
に關し、別紙寫の通伺出有之候處、明治は慶應  
四年一月一日に、慶應は元治二年一月一日に、元治  
は文久四年一月一日に、文久は萬延二年一月一日  
に遡りて、各之を稱ふべきや否や、疑義有之  
候條、貴官の御意見承知致度、此段及照  
會候也

大正六年五月八日

司法次官法學博士 鈴木喜三郎 印

内閣書記官長 伯爵 児玉秀雄殿

回答

大正七年十月二日

内閣書記官長 印

内閣書記官

印印印

司法長官へ回答案

大正六年五月八日付<sup>司法省  
法務局</sup>民第四六四号を以て照  
會の趣了承。改元ありたる場合に於ては、改元  
の日の前日迄の事實に付ては、舊年號を用ゐ、新  
年號は、改元の日以後の事實に付、之を用うべく。  
従て、明治は慶應四年一月一日に、慶應は元  
治二年一月一日に、元治は文久四年一月一  
日に、文久は萬延二年一月一日に遡りて、各之  
を稱ふべきものに非ずと思考致候。此段  
及回答候也。

大正七年十月三日